

集落営農法人の継続発展に向けた 支援方向の明確化

農業技術振興センター農業革新支援部

【普及活動のねらい・対象】

令和 6 年 1 月末現在、県内で 363 の集落営農法人が設立されており、県内農地の約 2 割を耕作する等、重要な担い手となっています。一方、設立から 30 年近く経過している組織では、オペレーターや役員等の次世代育成などが必要であるものの、今後の方向性が定まっていない組織も多くあります。そこで、組織の継続・発展を支援するため、関係機関も含め今後の展開方向の考え方を提示する活動を行いました。

【普及活動の内容】

みらいの農業振興課地域農業戦略室と連携し、集落営農の継続・発展支援のための中長期（10～20 年後）の方向性について各農産普及課と意見交換を行いました。今後の方向性として、①組織が継続されるよう世代交代の促進として、専従化も含め集落内・外からの人材確保・育成、②効率的に集落の農地を守るため、長期的な視点として、個別経営体等との連携による作業の外部化の 2 点とすることの意識統一を図りました。

また、今後の方向性に即した取組を行っている集落営農法人について、各農産普及課とともに集落内で人材確保・育成を行っている「集落ぐるみ型」

1 法人、専従者を雇用している「専従雇用型」2 法人、作業を個別農家に委託している「個別農家連携型」2 法人を調査しました。調査結果は農産普及課の集落営農担当者会議で情報共有しました。

さらに集落営農フォーラムを開催し、調査した事例のうち、3 法人（集落ぐるみ型、専従雇用型、個別経営連携型）からの事例発表とともに、コーディネーター役の大学教授から事例から見る今後の方向性についてご講演いただきました。



写真 1 集落営農フォーラム

【普及活動の成果】

集落営農フォーラムは、関係機関も含め約 200 名の参加がありました。フォーラム後のアンケートでは、集落営農法人の出席者のうち、70%以上が満足、やや満足と回答されており、効果的な内容であったと考えています。

また、フォーラム後、集落営農法人に対して、発表事例に即した集落営農の展開方向について、研修会の実施等、次年度の活動を計画している農産普及課もあります。今後も各農産普及課と連携し、集落営農法人の今後の方向性に即した活動を支援していきます。

◎対象者の意見

滋賀県の集落営農の変遷が整理できてよかった。専従者雇用の成功、失敗の具体的な事例も知りたい。（フォーラムに参加された集落営農法人役員）